

## 令和2年度 第2回臨時総会 議事録

開催日時	令和2年5月8日（金） 午後2時33分～午後3時02分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6階 会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中島正根 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上19名
欠席委員	なし
事務局	岩崎事務局長 近森次長 堀内係長 長澤主任 廣末主査補 以上5名
議 題	議案第1号 農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定について 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

開 会	大野哲会長が議長となり、開会を宣す。(午後 2 時 33 分)
議事録署名委員	議長が、中島義幸委員、松田環委員を指名する。
議 事  議 長     岩崎事務局長	<p>それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>「議案第 1 号 農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定について」、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、「議案第 1 号 農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定について」、ご説明いたします。</p> <p>最初に、「下限面積」について、簡単にご説明しておきたいと思います。</p> <p>耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合には、農地法第 3 条の許可が必要ですが、この審査基準の一つに経営農地の下限面積要件があります。次のページの資料 1 に関係する法令を載せておりますが、この要件は農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定され、都府県の場合の下限面積は 50 アール以上と定められております。また、この規定では、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるとされております。</p> <p>この農林水産省令で定める基準は、農地法施行規則第 17 条に規定され、第 1 項の条文で 10 アール以上の面積による別段の面積の設定等について定められ、第 2 項で規定する第 2 号までの基準を満たす場合には、第 1 項の規定にかかわらず、新規就農を促進するために適当と認められる面積を別段の面積として定めることができることになっております。この場合の面積は、10 アールを下回ることも可能だとされております。</p> <p>なお、これらの下限面積の設定については、総会において、毎年審議を行い、その結果をホームページ等で公表することになっております。県内各市町村の設定状況については、最後のページの資料 3 に一覧にしてまとめておりますので、ご覧ください。</p> <p>本市農業委員会では、この下限面積については、昨年 10 月からの改正施行を行うまでは、本市の全区域において、農地法施行規則第 17 条第 1 項の規定に基づいて下限面積を 40 アール以上としてきたところですが、昨年の 8 月 5 日開催の臨時総会で</p>

<p>岩崎事務局長</p>	<p>の審議で、山間農業地域である鏡、土佐山地区については、同法施行規則第 17 条第 2 項の要件に該当するとして、それまでの 40 アール以上から 10 アール以上に下限面積を引き下げることで決定し、両地区を除く旧高知市、春野地区は下限面積を 40 アール以上と決めました。</p> <p>それでは、最初のページに戻りまして、今回提出しました、議案第 1 号について、ご説明いたします。</p> <p>下の表に記載しておりますように、鏡、土佐山、春野の各地区を除く高知市の下限面積は、先ほどご説明しました、農地法施行規則第 17 条第 1 項の規定を理由に 40 アール以上とし、自然的経済的条件から見て営農条件が同一と認められる春野地区も同じ 40 アール以上を下限面積として適用することとしております。また、鏡、土佐山地区については、同法施行規則第 17 条第 2 項の規定を理由に、今年の 10 月から施行しております下限面積 10 アール以上を適用する案としております。</p> <p>なお、旧高知市、春野地区における農地法施行規則第 17 条第 1 項第 3 号に規定される算定によりますと、資料 2 をご覧いただきますように、春野地区においては、上段の下限面積を 40 アール以上とした場合には 49.28% となり、施行規則第 17 条第 1 項第 3 号に規定される、「おおむね 100 分の 40」の率を上回ることとなりますが、同じ表の下段に記載しております下限面積を 30 アール以上とした場合には、38.50% となり、この率を下回ることとなります。ただし、この規定の、「おおむね」には明確な範囲が示されておらず、一般的に言われる 8 割から 9 割を表すとした場合には、規定される割合の範囲内であると解することもできます。そういったことで、今年度におきましても下限面積を 40 アールとして設定するかどうか、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 意見なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、現況どおり 40 アールということによろしいでしょうか。</p>
<p>西本委員</p>	<p>毎年変えるのもおかしいですので、構いません。</p>

委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、「議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局より説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、「議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から、相続により農地等を取得した相続人が引き続き農業を営むのに伴い、農地等の相続税の納税猶予を受けるため、今回3件の適格者証明願が提出されています。</p> <p>議案第2号と記載していますものの1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、被相続人が令和元年9月に亡くなられたことにより、相続人が朝倉の計7筆、1,762.21 m<sup>2</sup>の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。このうち2番、3番及び7番の土地には宅地部分があり、その面積を除外しての申請となっております。</p> <p>続きまして、3ページから6ページをご覧ください。</p> <p>案件2は、被相続人が令和元年9月に亡くなられたことにより、相続人が朝倉の計20筆、2,037.45 m<sup>2</sup>の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>続きまして、7ページから10ページをご覧ください。</p> <p>案件3は、案件2と同じ被相続人から、相続人が朝倉の計20筆、2,037.45 m<sup>2</sup>の農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>これらの案件につきまして、申請人又はご家族同行のうえ、地元の推進委員と現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認しております。各筆の作付品目については備考欄に記載のとおりです。</p> <p>これらの案件について、適格者証明書を交付したいと思いますので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、報告事項に移ります。 高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画、青年等就農計画の認定について、事務局より報告願います。
堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 — — 青年等就農計画の認定について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、次に移ります。 令和元年度事業報告、令和2年度事業計画（案）について、事務局より報告願います。
堀内係長	— 令和元年度事業報告、令和2年度事業計画（案）について 報告 —
議長	先ほどの報告にもありましたが、定期総会を5月25日に予定しておりましたが、新型コロナウイルスの関係で延期とさせていただいており、6月8日の農地総会の前に行いたいと思います。5月18日の運営委員会で協議をして定期総会の議案として出していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。 他にございませんか。

西本委員	5ページの(6)にある県外視察研修はどこを予定しておりますか。
議長	県外視察研修についても、何も決まっておきませんので、運営委員会で話をしたいと思います。
西本委員	分かりました。
議長	それでは、運営委員会でおおむね決定させていただいて、6月8日開催の定期総会に諮るということでよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。それでは、次に移ります。 生産緑地地区の事前審査(仮申請)の申込状況について、事務局より報告願います。
近森次長	— 生産緑地地区の事前審査(仮申請)の申込状況について 報告 —
議長	生産緑地制度につきましては、都市建設部等も見直しを考えておるようございまして、農業委員会、農林水産部、都市建設部で見直しの協議をする予定でしたが、新型コロナウイルスの影響もあり、できておりませんので、見直しについても何年か遅れてくるだろうということになっております。来年度中に見直しができるという方向にもっていきたいと思いますので、新型コロナウイルスの収束具合等を見ながら、農業委員会、農林水産部、都市建設部で協議を行って参りたいと思います。よろしくお願いたします。  他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、次に移ります。  高知市農業施策等に関する意見回答会について、私の方から報告させていただきます

議 長	す。 — 高知市農業施策等に関する意見回答会について 報告 — 以上で、予定しておりました、議題及び報告事項は全て終わりましたが、他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、以上を持ちまして令和2年度第2回臨時総会を閉会いたします。
閉 会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時02分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 6 月 8 日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 中島 義幸

議事録署名委員 松 田 環

議事録作成者 廣 末 翔 太